

## 意見書

令和5年4月14日

奈良市 御中

弁護士法人関西法律特許事務所

弁護士 山形 康郎

弁護士 和田 健

当職らは、奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号損害賠償請求事件(以下「本件訴訟」といいます。)に関して、令和5年3月29日付にて裁判所より提示された和解案(以下「本件和解案」といいます。)につき、本件訴訟原告である御庁の代理人として、以下のとおり意見を述べます。なお、本件和解案で用いられている略語については、本書においても同様に使用します。

なお、本意見書の記載は、あくまで本件和解案の提示時点までの本件訴訟の経過及び本件和解案に示された裁判所の見解を踏まえ、本件和解案に対する意見を述べるものであって、仮に和解が成立せず、本件訴訟の追行を継続することとなった場合には、必ずしも本意見書記載の事実の全てについて追加的な立証なしに訴訟上認めるものではなく、また、本意見書の記載に主張立証方法を拘束されるものではないことを付言します。

### 1. 意見の概要

本件和解案において示された和解内容及びその理由付けについては、本件訴訟及び関連事情に鑑みて、一定の合理性が認められ、御庁としてこれを受諾し、和解の成立により本件訴訟を終結させるという判断も、適切な紛争解決の方法の一つとして是認し得るものと思料します。

### 2. 意見の理由

#### (1) 和解金額の総額を6000万円とすることについて

##### ア 損益相殺の適用について

本件和解案においては、損益相殺ないしそれに類する理由(以下、総称して「損益相殺等」といいます。)から、前件訴訟において認定された原告の損害額である1億1643万0705円に対して、約半額の6000万円の支払いを原告が受けることによって和解を成立させることを勧奨しています。

これについて、判例上、地方自治法242条の2第1項4号に係る住民訴訟において問題となる損害賠償請求権について、民法その他に基づく通常の損害賠償請求権

と異なる性質を有するものではなく、損害の有無及び額については、損益相殺が問題となる場合にはこれを行っただけで確定すべきものであるとされています（最高裁判平成6年12月20日第三小法廷判決）。4号住民訴訟である前件訴訟にて認定された損害賠償請求権を行使する本件訴訟においても、損益相殺があり得る場合には、それを適用すべきことは同様であり、本件和解案の枠組みは是認できます。

#### イ 損益相殺等の根拠事実について

そして、本件和解案においては、損益相殺等の根拠となる、本件売買契約の締結によって原告が受けた利益について、本件買収地を早期に取得することによって原告が受ける便益を挙げています。これについては、前件訴訟における認定事実及び本件訴訟における主張立証の経過に照らしても、仮に原告が鑑定評価額そのものによる本件買収地の取得を譲らなければ、被告■■■■らと合意に達して本件売買契約を締結することができなかったことは明らかといえます。その場合には、原告としては、新斎苑の建設のために、土地収用法に基づく用地収用によって本件買収地を取得するか、又は、本件買収地とは別の候補地を探索し、新たにその取得を実現しなければならず、新斎苑の稼働開始時期に年単位での遅れが生じたであろうといえます。そうすると、本件売買契約の締結によって、本件買収地の早期取得及び新斎苑の早期稼働を実現できたことが認められ、これに係る便益を損益相殺等の基礎とすることについても、本件和解案の考え方は是認し得るものです。

そのうえで、本件和解案は、本件買収地の早期取得及び新斎苑の早期稼働によって原告が得た利益として、①合併特例債の活用により最終事業年度までの交付税措置を受けたこと、並びに②斎苑利用者数の増加による原告の使用料収入の増加及び市民が市外施設での高額の使用料負担を免れたことを摘示しています。

このうち、①については、合併特例債の活用によって軽減された原告の財源負担は、新斎苑の建設に係る最終年度分だけでも10億円に近い金額となり、本件売買契約による本件買収地の取得価格をはるかに上回るものであって、上記のとおり年単位で新斎苑の建設及び稼働を早めたことによってその便益を得ることができたものといえます。

そして、②についても、仮に早期の新斎苑の稼働開始がなされなければ、その遅れのみで、原告の使用料収入は減少し、かつ、市外施設を利用せざるを得ないことによる市民負担の増大が継続していたことは明らかです。

そのため、本件和解案が損益相殺等の根拠として摘示する具体的内容についても、十分に理由があるものといえます。

#### ウ 想定される判決との関係について

もっとも、仮に本件訴訟において、今後、損益相殺等の適用は認められないものと主張して争った場合には、被告■■■■らの主張立証次第という面もありますが、判決において損益相殺等の適用が認められるものであるかは明らかとはいえず、請求金額

全額ないしそれに近い額の認容判決が得られる可能性も認められます。本件和解案においても、損益相殺等の適用による被告■■■■らの賠償金額の算定は、あくまで「和解限りで考慮する」ものであると明記しています。

これについては、原告として、和解案を受諾せず、請求金額全額の認容判決の取得を目指すことが合理的であるという考え方もあり得るところです。しかしながら、厳密には損益相殺の適用に係る法的要件を充足せず、または、それら法的要件の適用についての被告■■■■らの主張立証が必ずしも十分でなかったものとして、損益相殺を考慮せずに請求金額が認められ得るとしても、他方で、客観的に見て、上述ア及びイのとおり、現に原告が本件売買契約の締結及びそれに基づく本件買収地の早期取得によって、本件売買契約が締結されていなかったならば得られなかったはずの利益を受けていることは、事実として認められます。原告としては、回収金額の最大化を図るべきとはいえ、ここでいうのは、あくまで回収の結果として公正妥当な利益状況が実現される範囲における回収金額の最大化です。そうすると、公平公正な行政執行に努めるべき原告の立場としては、むしろ、法律論に係る技術的観点に拘泥し過ぎることなしに、関連事情を柔軟に考慮したうえで、客観的な利益状況に基づく公正妥当な結論を導くことが可能となる、和解による解決を志向すべきという立場にも理由があるものといえます。

したがって、想定される判決を考慮しても、上述のア及びイのような利益状況が認められる以上は、原告として、本件和解案を受諾することについても十分な理由があるものと考えられます。

なお、本件和解案が言及するように、仮に判決において本件和解案の提示する額以上の請求が認められたとしても、被告らの支払能力や回収可能性を考慮すれば、必ずしも認容された金額全額の利益が実現されるわけではないことから、本件和解案の受諾により一定程度の金額の回収を確実に実現するメリットが認められるところです。

## (2) 被告■■■■らの負担額を3000万円とすることについて

本件訴訟は、前件訴訟に基づき被告らに対して損害賠償請求を行うものであるところ、前件訴訟において被告■■■■らと同じく損害賠償請求の相手方とすべきとされた被告仲川に対しては、令和4年(ワ)第55号事件(以下「55号事件」といいます。)の被告として、同様に損害賠償請求がなされています。

本件和解案においては、原告が支払いを受けるべき総額6000万円について、被告■■■■らが3000万円、被告仲川が3000万円をそれぞれ負担すべきものとしています。

これについて、本件訴訟及び55号事件に係る被告らの債務は連帯債務となっており、原告の被告■■■■らに対する損害賠償請求権と、被告仲川に対する損害賠償請求権が、

別個独立に存在しているわけではありません。和解金についても、原告としては、全体として総額の支払いを受けられるのであれば、被告■■■■らと被告仲川のそれぞれの負担割合は被告らの内部的な問題として、特に考慮する必要がないということになります。

また、仮に内部負担割合の適否について具体的に検討したとしても、本件和解案が述べるように、被告■■■■らは本件売買契約に係る利益を実際に享受していることが認められるとしても、本件売買契約に至る経緯及び被告■■■■らの属性等に照らして、被告仲川と同等の負担割合とするという考え方は、特に不合理なものとは認められません。回収可能性という観点からも、原告が把握し得る被告らの資産等に照らして、各3000万円の負担であれば、原告として総額6000万円の回収を確実に実現することが可能であり、望ましいものといえます。

したがって、被告■■■■らの負担額を3000万円とする点においても、本件和解案を是認し得るものといえます。

### 3. 結語

以上のとおり、本件和解案には十分な理由が認められ、原告としてこれを受諾することは、望ましい形での紛争解決を実現するための一つ的手段として是認し得るものといえ、冒頭記載のとおり意見を述べるものです。

以 上